

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

1. 狩猟者登録について

改正前	改正後
<p>第九 その他</p> <p>1 省略</p> <p>2 狩猟の適正化</p> <p>    狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。</p> <p>    また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。</p>	<p>第九 その他</p> <p>1 省略</p> <p>2 狩猟の適正化</p> <p>    <u>(1) 方針</u></p> <p>        狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。</p> <p>        また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。</p> <p>    <u>(2) 狩猟者登録</u></p> <p>        <u>本県で狩猟を行おうとする者の狩猟者登録に際しては、必要に応じて法令の遵守及び違反した場合に行政機関の処置に同意する旨等を記載した文書の提出を要件とする。</u></p>

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

## 2. 有害駆除の許可について①

改正前	改正後
<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 許可基準</p> <p>ア 捕獲等又は採取等の従事者</p> <p>(A) 捕獲等又は採取等の従事者は、特別な事由として要件を緩和する(B)～(E)以外の場合、次の要件を満たす者とする。</p> <p>(a) 使用する猟具に応じた狩猟免許を有する者<u>で、従事する当該年度又は前年度に佐賀県の狩猟者登録を受けた者。</u></p> <p>(b)～(e) 省略</p>	<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 許可基準</p> <p>ア 捕獲等又は採取等の従事者</p> <p>(A) 捕獲等又は採取等の従事者は、特別な事由として要件を緩和する(B)～(E)以外の場合、次の要件を満たす者とする。</p> <p>(a) 使用する猟具に応じた狩猟免許を有する者。<u>ただし、銃猟の場合は、従事する当該年度又は前年度に佐賀県の狩猟者登録を受けた者。</u></p> <p>(b)～(e) 省略</p>

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

### 3. 有害駆除の許可について②

改正前	改正後
<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 許可基準</p> <p>ア 捕獲等又は採取等の従事者</p> <p>(A) 捕獲等又は採取等の従事者は、特別な事由として要件を緩和する</p> <p>(a) ～ (d) 省略</p> <p>(e) <u>佐賀県内に居住している者で、地区を担当している猟友会支部長の確認を受けた者。ただし、以下の場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>(i) カワラバト(ドバト)、カラス、スズメ等による生活環境に係る被害のため、捕獲等又は採取等の専門業者が依頼を受けて行う場合</u></p> <p><u>(ii) 捕獲等又は採取等の従事者の確保が困難で、関係する猟友会支部長の了承したものが依頼を受けて行う場合</u></p> <p><u>(iii) 生活環境及び農林業に係る被害を防止するため、被害を受けた者が捕獲等又は採取等を行う場合</u></p>	<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 許可基準</p> <p>ア 捕獲等又は採取等の従事者</p> <p>(A) 捕獲等又は採取等の従事者は、特別な事由として要件を緩和する</p> <p>(a) ～ (d) 省略</p> <p>(e) <del>佐賀県内に居住している者で、地区を担当している猟友会支部長の確認を受けた者。ただし、以下の場合はこの限りではない。</del></p> <p><del>(i) カワラバト(ドバト)、カラス、スズメ等による生活環境に係る被害のため、捕獲等又は採取等の専門業者が依頼を受けて行う場合</del></p> <p><del>(ii) 捕獲等又は採取等の従事者の確保が困難で、関係する猟友会支部長の了承したものが依頼を受けて行う場合</del></p> <p><del>(iii) 生活環境及び農林業に係る被害を防止するため、被害を受けた者が捕獲等又は採取等を行う場合</del></p>

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

#### 4. 狩猟免許なしで使用できる箱わなのサイズについて

改正前	改正後
<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 許可基準</p> <p>ア 捕獲等又は採取等の従事者</p> <p>(A) 省略</p> <p>(B) 生活環境及び農業に係る被害を防止するため、被害を受けている者の住宅等敷地内又はビニールハウス敷地、垣・柵その他これに類するもので囲まれた被害農地内で、小型箱わな、つき網、手捕りによりカワラバト（ドバト）、カラス、スズメ、タヌキ、アナグマ等の小型の鳥獣を捕獲する場合又は卵の採取等をする場合は、次の要件を満たすものとする。<u>なお、使用する箱わなは三辺の長さの合計が160cm以内のものとする。</u></p> <p>(a) 過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない者。</p>	<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 許可基準</p> <p>ア 捕獲等又は採取等の従事者</p> <p>(A) 省略</p> <p>(B) 生活環境及び農業に係る被害を防止するため、被害を受けている者の住宅等敷地内又はビニールハウス敷地、垣・柵その他これに類するもので囲まれた被害農地内で、小型箱わな、つき網、手捕りによりカワラバト（ドバト）、カラス、スズメ、タヌキ、アナグマ等の小型の鳥獣を捕獲する場合又は卵の採取等をする場合は、次の要件を満たすものとする。<del>なお、使用する箱わなは三辺の長さの合計が160cm以内のものとする。</del></p> <p>(a) 過去に鳥獣保護法等関係法令に違反したことがない者。</p>

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

## 5. 鳥獣の罾による捕獲について

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的

④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

(イ) 許可基準

<改正前>

許可権限者	鳥獣名	許可基準
		方法
市町長 (農林水産業又は生活環境に係る被害の防止目的の場合に限る。)	カラス類 ・ミヤマガラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス	銃器・網(かすみ網を除く。以下同じ)・捕獲檻
市町長 (農林水産業又は生活環境に係る被害の防止目的の場合に限る。)	スズメ類 ・スズメ ・ニューナイスズメ	銃器・網
	カモ類 ・マガモ      ・オナガガモ ・カルガモ    ・ヒドリガモ ・クロガモ    ・ホシハジロ ・コガモ      ・ハシビロガモ ・スズガモ    ・ヨシガモ	<u>〃</u>
	ヒヨドリ	<u>〃</u>
	イノシシ	銃器 <sup>※</sup> ・網・わな
	ノウサギ	銃器・網・わな
	以下省略	以下省略

<改正後>

許可権限者	鳥獣名	許可基準
		方法
市町長 (農林水産業又は生活環境に係る被害の防止目的の場合に限る。)	カラス類 ・ミヤマガラス ・ハシブトガラス ・ハシボソガラス	銃器・網(かすみ網を除く。以下同じ)・捕獲檻
市町長 (農林水産業又は生活環境に係る被害の防止目的の場合に限る。)	スズメ類 ・スズメ ・ニューナイスズメ	銃器・網
	カモ類 ・マガモ ・オナガガモ ・カルガモ ・ヒドリガモ ・クロガモ ・ホシハジロ ・コガモ ・ハシビロガモ ・スズガモ ・ヨシガモ	銃器・網・わな
	ヒヨドリ	銃器・網
	イノシシ	銃器※・網・わな
	ノウサギ	銃器・網・わな
	ノリス、ノネコ	〃
	アライグマ	〃
	タヌキ、アナグマ	〃
	キジバト カワラバト(ドバト)	銃器・網・捕獲檻
	サギ類 ・ダイサギ ・コサギ ・アオサギ	銃器・網
	ニホンザル	銃器・網・わな・捕獲檻
	オスイタチ(シベリアイタチを含む)、マンガース	〃
	ノヤギ、ニホンジカ	銃器※・網・わな
	トビ、オナガ、カワウ、ウソ、タイワンシロガシラ 上記以外の狩猟鳥	銃器・網
	知事	上記以外で環境大臣許可に係るものを除く

## 第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第6期）改正案

### 1. 広域捕獲事業について

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 (1)～(3) 省略 (4) 広域捕獲活動の推進</p> <p><u>①県内に設置されている「有害鳥獣対策協議会」に対する助成（捕獲報償金など）</u></p> <p><u>②佐賀県、福岡県、長崎県の3県で組織する「北部九州三県有害鳥獣広域駆除会議」での、一斉捕獲の実施や被害及び捕獲状況等の情報交換</u></p>	<p>6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 (1)～(3) 省略 (4) 広域捕獲活動の推進</p> <p><u>①鳥獣被害防止特措法に基づき市町から要請があった場合、調査を実施</u></p> <p><u>②調査の結果、必要に応じて市町と協議・連携</u></p> <p><u>③個体数調整のための捕獲</u></p>